

小城市監査委員告示第7号

地方自治法第242条第4項の規定に基づき、平成30年9月27日に提出された平成29年度「清水の滝ライトアップ事業」への補助金支出について、ほか請求の趣旨4までの住民監査請求の監査結果を公表する。

平成30年11月20日

小城市監査委員 古川 吉光

小城市監査委員 西 正博

第1 住民監査請求書の提出

住民監査請求書の内容等

(1) 請求人

3人（氏名省略）

(2) 請求の受付

平成30年9月27日付け「住民監査請求書」は、小城市監査委員事務局に提出され、同日付けで受け付けた。

第2 請求の要旨

1 請求の趣旨1（平成29年度「清水の滝ライトアップ事業」への補助金支出について）

小城市長は、小城市長江里口秀次の補助金交付決定、あるいは会計責任者への交付の命令が不当ないし違法であること、およびチェック行為を怠り補助を漫然と交付決定、会計責任者への支出命令を行いあるいはこれを取消し返還請求することを怠ったとして、江里口秀次、●●前産業部長、●●産業部長、●●元商工観光課長、●●、清水の滝ライトアップ実行委員会に対して損害賠償を請求すべきであるし、小城市は市長に交付決定、会計責任者への支出命令を取消したうえで実行委員会に不当利得返還請求することを求めるべきであるし、それら以外にも適宜の対応をすべきである。

2 請求の趣旨2（平成24年度～平成28年度「清水の滝ライトアップ事業」への補助金支出について）

小城市長は、江里口秀次、●●前産業部長、●●産業部長、●●元商工観光課長、●●がチェック行為を怠り漫然と交付決定、会計責任者への支出命令を行い、あるいはこれを取消し返還請求をすることを怠ったことを理由に同人らに対して損害賠償を請求すべきであるし、それら以外にも適宜の対応をすべきである。

3 請求の趣旨3（前商工観光課長の退職、退職金支給後に同人に懲戒免職等処分を受けべき行為が判明したところ、小城市長が「●●が懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認めるべきであるところこれを怠っていることについての監査請求」)

退職承認後に判明した事実に基づき市長が退職金返還請求を求めないことは違法であり、小城市長は江里口秀次に対して損害賠償請求をすべきであるし、小城市長江里口秀次が●●について在職中に「懲戒免職等処分を受けべき行為をした」と認めることを怠っている事実が違法であることを確認すべきであるし、それら以

外にも適宜の対応をすべきである。

4 請求の趣旨4（7月6日付監査請求の一部についての改めての監査請求）

- (1) 7月6日付監査請求の一部について記載が不足していた点を補足するものである。そのうち重要と思われるものを明示していなかったので改めて監査請求を行う。
- (2) 平成24年度～平成28年度の「小城市→実行委員会」の補助金支出について、そもそも市長の補助金支給決定が違法であるし、市長の会計責任者への支出命令も違法であるから市は江里口秀次に損害賠償請求をすべきであるし、●●に対して不当利得返還ないし損害賠償請求をすべきであるし、それら以外にも適宜の対応をすべきである。
- (3) 前商工観光課長の退職処分承認、退職金支給決定について、市長が退職処分承認をしたこと、またそれに基づき会計責任者への交付の命令が違法だとして江里口秀次に対して損害賠償を請求すべきであるし、市長江里口秀次に対して退職承認処分が違法無効であるという前提で停職処分が終了した●●に対して速やかに、その後判明した事情も加えて判断して懲戒免職処分を行うように求めるべきであるし、●●に対して損害賠償請求をすべきであるし、それら以外にも適宜の対応をすべきである。

第3 請求の受理

本件請求については、平成30年9月27日に受け付け、要件審査の結果、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備していると判断し、平成30年10月4日付けで受理した。

第4 監査の実施

1 監査の対象事項

請求の趣旨1（平成29年度「清水の滝ライトアップ事業」への補助金支出について）

請求の趣旨2（平成24年度～平成28年度「清水の滝ライトアップ事業」への補助金支出について）

請求の趣旨3（前商工観光課長の退職、退職金支給後に同人に懲戒免職等処分を受けるべき行為が判明したところ、小城市長が「前商工観光課長が懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるべきであるところこれを怠っていることについての監査請求」）

請求の趣旨4（7月6日付監査請求の一部についての改めての監査請求）

2 監査対象機関

- (1) 総務部総務課(以下「総務課」という。)
- (2) 産業部商工観光課(以下「商工観光課」という。)

3 証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 30 年 10 月 22 日請求人に対し、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人からは、意見陳述書の提出があり、これを読み上げられた。また、補足資料の提出を受けたが、平成 30 年 7 月 6 日付け請求書及び添付された事実証明書において既知の内容と認識した。

4 執行機関等からの事情聴取及び関係資料の調査

監査に当たり、総務課、商工観光課を対象として関係書類を調査したほか、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 30 年 10 月 22 日に商工観光課、平成 30 年 11 月 1 日に総務課から事情聴取を行った。

なお、平成 30 年 10 月 22 日陳述会の時に提出された意見陳述書の一部に「実績報告書が商工観光課に提出されているものの領収書の合計額はチェックしているが、その用途についてはチェックしていない」とのことは誤った指摘であるので、その旨請求人へ商工観光課より連絡し、請求人より確認を受けている。

第 5 監査の結果

1 結論

請求の趣旨 1 (平成 29 年度「清水の滝ライトアップ事業」への補助金支出について)

本件請求については、措置を講ずるべき、また適宜対応すべき請求理由には当たらないものと判断し、監査委員の合議により棄却するものと決定した。

請求の趣旨 2 (平成 24 年度～平成 28 年度「清水の滝ライトアップ事業」への補助金支出について)

請求の趣旨 3 (前商工観光課長の退職、退職金支給後に同人に懲戒免職等処分を受けるべき行為が判明したところ、小城市長が「前商工観光課長が懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるべきであるところこれを怠っていることについての監査請求」)

請求の趣旨 4 (7 月 6 日付監査請求の一部についての改めての監査請求)

以上請求の趣旨 2・3・4 については、監査委員の合議により却下するものと決定し

た。

以下、事実関係の概要、監査対象事項に関する判断について述べる。

2 事実関係の概要

請求の趣旨1（平成29年度「清水の滝ライトアップ事業」への補助金支出について）

清水の滝ライトアップ事業については、小京都「小城」の象徴の一つでもある「清水の滝」周辺の紅葉をライトアップと竹灯籠の灯りで演出し、埋もれている観光資源を再発掘することにより、年間を通じての観光客の増加につなげることができるとして、平成29年度実行委員会に予算の範囲内において補助金2,500,000円を交付することとなった。

平成29年度は、11月18日から26日までの9日間の開催で、天候にもほぼ恵まれ、総入場者数約19,000人という多くの来場者があったことが報告されている。

総事業費は、12,120,660円で、事業経費にかかる会計支出完了後、実行委員会監事による決算監査、実行委員会の決算承認を経たのち、平成30年3月27日に補助事業等実績報告書が提出されている。

請求の趣旨2・3・4についての実事関係の概要は、平成30年8月30日小城市監査委員告示第6号と同旨であるのでこれを引用する。

3 事実関係に対する判断

請求の趣旨1（平成29年度「清水の滝ライトアップ事業」への補助金支出について）

- (1) 補助金の支出については、「小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。）」及び「小城市清水の滝ライトアップ事業費補助金交付要綱（平成21年小城市告示第130号。以下「要綱」という。）」に基づき、「清水の滝ライトアップ実行委員会」（以下「実行委員会」という。）へ支払われた。

総事業費12,120,660円のうち、収入は、市の補助金以外は協力金、協賛金、出店料、繰越金で賄われ、支出は、補助対象経費の会場内電気設備、放送設備及び仮設トイレに係る経費とイベント会場までのシャトルバスの賃借料の合計4,738,500円（平成29年度補助対象経費については、実績報告書に添付してある実行委員会預金出納簿などを再度精査した結果である。）以外は、印刷費、賃金、警備費、広告料などである。

平成29年7月に前年度未払金の警備費406,406円を支払っているが、平成28年度が天候の関係で、平成27年度に比べ、実施期間後半の協力金が少なく、事業経費を平成27年度に準じて計画していたこともあり、赤字となったためである。

平成 29 年度事業は、未払金の支出もあり、500,000 円ほどの赤字の見込みとなり、清水の滝ライトアップ事業で余ったロウソクの一部を市職員や関係者に買取協力をお願いし、その収益を事業収入に充て赤字部分の補填をし、実績報告がなされている。

平成 30 年 10 月 22 日付、「平成 30 年 9 月 27 日付小城市住民監査請求補足資料」のなかで、平成 29 年度補助金の一部を平成 28 年度赤字の補填に使用したことの同額の補助金返還義務、賠償責任を負うべきということについては、規則第 16 条第 2 項の規定により概算払いを行ったなかで事業費として、準備する商品などを購入することは、当然であり、赤字補填のために支出したとしても民間資金としての運用であるので何ら問題はないものと判断した。

よって、平成 29 年度清水の滝ライトアップ事業補助金の支出については、小城市には補助金の交付決定、支出命令は取消されるべき理由はなく、関与者は賠償責任を負うべき理由はなく、実行委員会に対して返還を請求する理由がないものと判断した。

- (2) また、平成 28 年度に不足が生じた警備費及び設備費の一部を平成 28 年度・29 年度小城市一般会計予算及び平成 29 年度実行委員会の予算より不適切に支出されたことについては、平成 29 年 9 月に一般社団法人小城市観光協会役員改選に伴う登記事務において就任承諾書等偽造、住民票取得のための委任状偽造と合わせて、分限及び懲戒審査委員会で審議され、平成 29 年 10 月 30 日に分限及び懲戒審査委員会から報告を受け、同年 11 月 1 日付けで前商工観光課長を停職 6 か月と総務課副課長への降任とする懲戒・分限処分を行った。前商工観光課長は、職を辞して責任を取りたいとして依願退職を申し出し、翌日受理されている。

不適切に支出された経費については、事業者より小城市に全額が返還され、小城市一般会計に損失が発生していないことを確認している。

また、市は、管理監督者責任として産業部長、商工観光課副課長及び係長に戒告の懲戒処分を行った。

加えて、市民の信頼を裏切ることの事態を重く受け止め、平成 29 年 12 月に小城市不祥事再発防止委員会を設置し、課題や再発防止策等の検討、協議を行い、平成 30 年 3 月今後の方向性を策定、発表し、同時に市のホームページに公開している。よって、適宜の対応は不要と判断した。

- (3) 平成 24 年度から平成 28 年度までの総事業費のなかの使途が不明確な領収書の件については、実行委員会が調査を行っている。前商工観光課長から返却された小型冷蔵庫、デジタルカメラ、携帯音楽プレーヤーを含め、前商工観光課長の私的流用

との指摘もあったが、本人の弁明によれば、事業遂行に必要な物品の購入であり、問題がない支出であると認識していたということであった。その後、本人の手元にあった物品は実行委員会に返送されている。また、指摘の謝罪の手紙については、事の顛末についての儀礼の行為と考える。適宜の対応は不要と判断した。

- (4) 私的流用との指摘分については、補助対象外経費で賄われる部分となり、特定の団体の事業費のうちで特定の事項に要する経費に限定して財政的援助が与えられている場合には、その団体の経常的運営費等他の経理状況については監査することができないとされている（昭和28年8月20日行政実例）。故に用途すべてをチェックすることは、そもそもできない。

よって、実績報告による補助対象経費が要綱に反し、他の用途に使用されたとは確認できず、当該補助金にかかる返還請求権が市に発生しているとはいえ、法第242条第1項による当該普通地方公共団体の長若しくは当該普通地方公共団体の職員について特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって損害賠償請求するには当たらないと判断した。

請求の趣旨2（平成24年度～平成28年度「清水の滝ライトアップ事業」への補助金支出について）

請求の趣旨3（前商工観光課長の退職、退職金支給後に同人に懲戒免職等処分を受けるべき行為が判明したところ、小城市長が「前商工観光課長が懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるべきであるところこれを怠っていることについての監査請求」）

請求の趣旨4（7月6日付監査請求の一部についての改めての監査請求）

- (1) いずれも過去の監査請求と実質的に同旨であるので併せて判断する。
- (2) 「法242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である（最高裁 昭和62年2月20日判決）。」平成30年7月6日付監査請求と同一の行為又は事実である。

また、「その後判明した事情」としての指摘があるが、その後の時間の経過の中で、被害・損害が発生し、詐欺や業務上横領などと実証、認定されたとの事実はなく、小城市

が実行委員会及び前商工観光課長に対して損害賠償請求をしないことを不当利得返還請求権行使の怠る事実とは判断しない。

また、「小城市職員の懲戒処分に関する指針」における免職処分相当な案件には当たらないものと判断したことに対して、小城市長や専決者が違法な措置であったものとは認められない。

以上をもって監査の結果とする。